

第 5 部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総 則

- 第1節 推進計画の目的
- 第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域
- 第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

第2章 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等

- 第1節 活動体制の確立
- 第2節 情報伝達体制の確立

第3章 関係者との連携協力の確保

- 第1節 資機材、人員等の配備手配
- 第2節 他機関に対する応援要請
- 第3節 帰宅困難者への対応

第4章 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

- 第1節 津波からの防護
- 第2節 津波に関する情報の伝達等
- 第3節 避難対策等
- 第4節 消防機関等の活動
- 第5節 水道，電気，ガス，通信，放送関係
- 第6節 交通対策
- 第7節 県自らが管理等を行う施設等に関する対策
- 第8節 迅速な救助

第5章 時間差発生等に備えた対応

第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第7章 防 災 訓 練 計 画

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

推進計画の目的については、地震災害対策編第5部第1章第1節「推進計画の目的」に定めるところによる。

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

第1 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震防災対策推進地域については、地震災害対策編第5部第1章第2節第1「南海トラフ地震防災対策推進地域」に定めるところによる。

第2 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域については、地震災害対策編第5部第1章第2節第2「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に定めるところによる。

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本県の地域に係る津波防災に関し、県、本県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1部第2章の「防災機関の業務の大綱」に定めるところによる。

第4節 南海トラフ地震の想定

第1 想定地震及び津波の概要

県が平成24年度から25年度にかけて実施した地震等災害被害予測調査において、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、本県に最も影響を与えるケースでは、県内で、最大震度6強の揺れと最大津波高12.01メートルの津波の発生を想定している。

本県に最も影響を与える最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合における震度分布図は図5. 1. 1、津波高分布図は図5. 1. 2のとおりである。

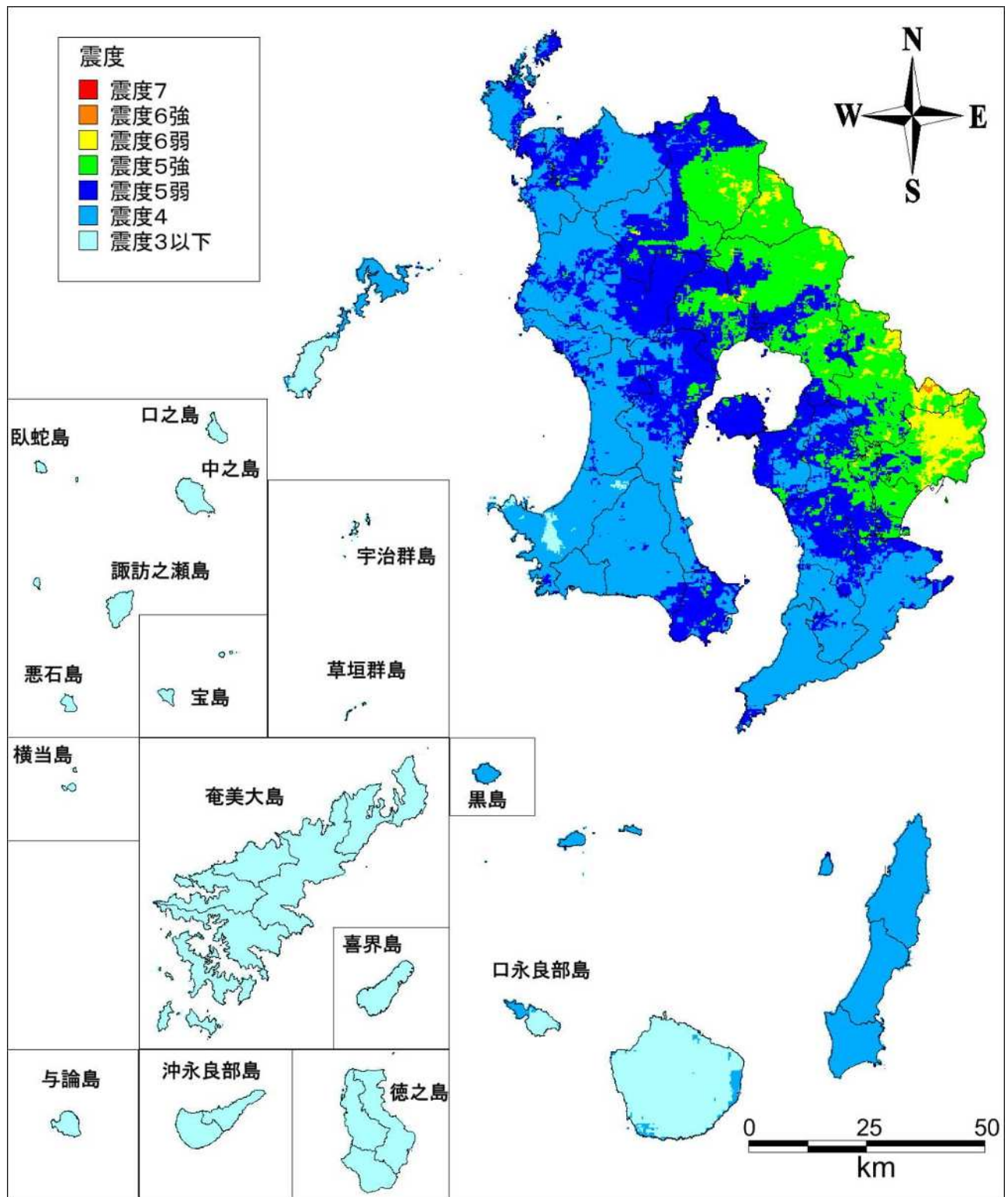


図5. 1. 1 南海トラフ【陸側ケース】の巨大地震の震度分布図

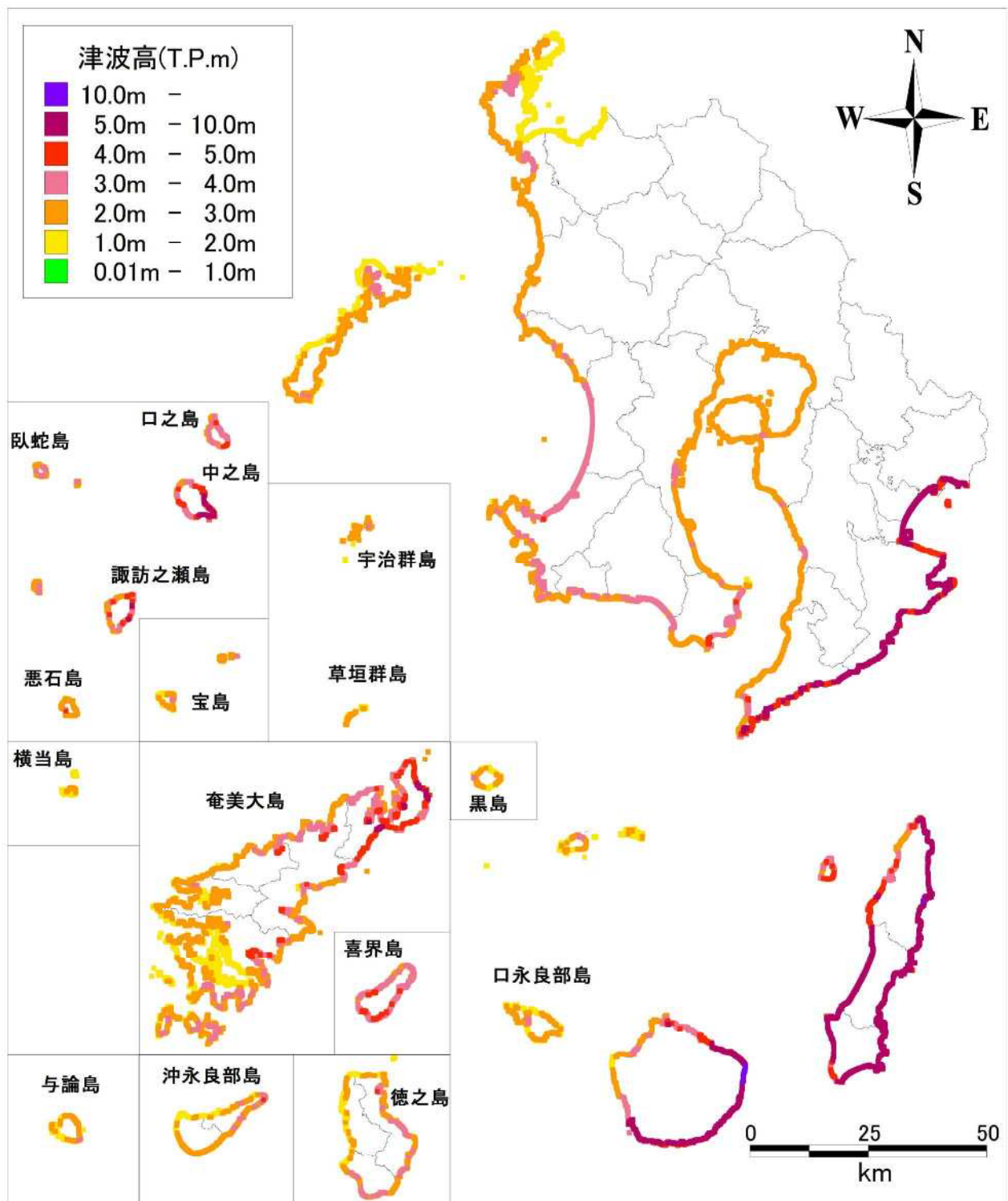


図5. 1. 2 南海トラフ（CASE11）の巨大地震に伴う津波の津波高分布図

第2 被害の想定

県が実施した地震等災害被害予測調査では、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合において、本県で被害が最大となるケースとして、次のとおりの被害が想定されている。

建物被害：全壊・焼失棟数（棟）	14,900
うち火災	70
人的被害：死者数（人）	2,000
うち建物倒壊・火災	10
うち津波	2,000
上水道被害：断水人口（人） 被災直後	118,300
下水道被害：支障人口（人） 被災直後	10,300
電力被害：停電軒数（軒） 被災直後	2,600
通信被害：固定電話不通回線数（回線） 被災直後	2,900
ガス（プロパン除く）被害：供給停止戸数（戸） 被災直後	2,300
道路施設被害（箇所）	450
鉄道（新幹線含む）施設被害（箇所）	120
避難者数〔うち避難所〕（人）	
被災1日後	48,900[30,800]
被災1週間後	47,200[28,200]
被災1か月後	47,800[14,300]
物資（食料）需要量（食）	
被災1日後	110,800
被災1週間後	101,700
被災1か月後	51,700
災害廃棄物発生量（万トン）	130
孤立する可能性のある集落数（集落）	38
被害額（億円）	14,600

（注）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第3 時間差発生 の 想定

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震、安政南海地震は約32時間の間隔を置いて地震が発生し、1944年の東南海地震、1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて地震が発生している。

このため、県及び市町村は、南海トラフ沿いにおいて、地震が時間差発生する可能性があることを踏まえ、時間差を置いた複数の地震発生への対応を検討する必要がある。

第2章 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等

第1節 活動体制の確立

[実施責任：関係課]

南海トラフ地震が発生した場合の活動体制の確立については、地震災害対策編第5部第2章第1節「活動体制の確立」に定めるところによる。

第2節 情報伝達体制の確立

[実施責任：危機管理防災局災害対策課，関係課]

南海トラフ地震が発生した場合の情報伝達体制の確立については、地震災害対策編第5部第2章第2節「情報伝達体制の確立」に定めるところによる。

第3章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，保健福祉部社会福祉課，総務部人事課，市町村，防災関係機関]

第1 物資等の調達手配

物資等の調達手配については，地震災害対策編第5部第3章第1節第1「物資等の調達手配」に定めるところによる。

第2 人員の配備

人員の配備については，地震災害対策編第5部第3章第1節第2「人員の配備」に定めるところによる。

第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置については，地震災害対策編第5部第3章第1節第3「災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置」に定めるところによる。

第2節 他機関に対する応援要請

[実施責任：自衛隊，危機管理防災局危機管理課，消防保安課，消防本部，市町村]

他機関に対する応援要請については，地震災害対策編第5部第3章第2節「他機関に対する応援要請」に定めるところによる。

第3節 帰宅困難者への対応

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，関係機関等]

帰宅困難者への対応については，津波災害対策編第3部第2章第12節第7「帰宅困難者に係る対策」に定めるところによる。

第4章 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

[実施責任：土木部河川課・港湾空港課，商工労働水産部漁港漁場課，農政部農地保全課，危機管理防災局消防保安課・危機管理課，市町村]

津波からの防護については，地震災害対策編第5部第4章第1節「津波からの防護」に定めるところによる。

第2節 津波に関する情報の伝達等

[実施責任：気象庁，福岡管区气象台，鹿児島地方气象台，危機管理防災局災害対策課，市町村，関係機関等]

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は，第3部第2章「初動期の応急対策」に定めるところによる。

第3節 避難対策等

[実施責任：危機管理防災局災害対策課，保健福祉部社会福祉課・障害福祉課・健康増進課・子ども福祉課・子育て支援課・高齢者生き生き推進課，男女共同参画局青少年男女共同参画課，観光・文化スポーツ部PR観光課・国際交流課，男女共同参画局くらし共生協働課，市町村]

避難対策等については，地震災害対策編第5部第4章第3節「避難対策等」に定めるところによる。

第4節 消防機関等の活動

[実施責任：危機管理防災局消防保安課・災害対策課，市町村，水防管理団体]

消防機関等の活動については，地震災害対策編第5部第4章第4節「消防機関等の活動」に定めるところによる。

第5節 水道，電気，ガス，通信，放送関係

[実施責任：水道事業者，九州電力株式会社，各都市ガス事業者，一般社団法人鹿児島県LPガス協会，西日本電信電話株式会社，日本放送協会鹿児島放送局，指定地方公共機関（放送事業者），市町村]

第1 水道

水道については，地震災害対策編第5部第4章第5節第1「水道」に定めるところによる。

第2 電気

電気については，地震災害対策編第5部第4章第5節第2「電気」に定めるところによる。

第3 ガス

ガスについては，地震災害対策編第5部第4章第5節第3「ガス」に定めるところによる。

第4 通信

通信については，地震災害対策編第5部第3章第5節第4「通信」に定めるところによる。

第5 放送

放送については，地震災害対策編第5部第4章第5節第5「放送」に定めるところによる。

第6節 交通対策

[実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，県警察，土木部道路維持課・港湾空港課，第十管区海上保安本部，九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社，市町村]

第1 道路

道路については，地震災害対策編第5部第4章第6節第1「道路」に定めるところによる。

第2 海上及び航空

海上及び航空については，地震災害対策編第5部第4章第6節第2「海上及び航空」に定めるところによる。

第3 鉄道

鉄道については，地震災害対策編第5部第4章第6節第3「鉄道」に定めるところによる。

第4 乗客等の避難誘導

乗客等の避難誘導については，地震災害対策編第5部第4章第6節第4「乗客等の避難誘導」に定めるところによる。

第7節 県自らが管理等を行う施設等に関する対策

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，各施設管理者]

第1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

不特定かつ多数の者が出入りする施設については，地震災害対策編第5部第4章第7節第1「不特定かつ多数の者が出入りする施設」に定めるところによる。

第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置については，地震災害対策編第5部第3章第7節第2「災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置」に定めるところによる。

第3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築等に対する措置については，地震災害対策編第5部第4章第7節第3「工事中の建築等に対する措置」に定めるところによる。

第8節 迅速な救助

[実施責任：危機管理防災局消防保安課・危機管理課，自衛隊，県警察，市町村]

第1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制については，地震災害対策編第5部第4章第8節第1「消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制」に定めるところによる。

第2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備については，地震災害対策編第5部第4章第8節第2「緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備」に定めるところによる。

第3 実動部隊の救助活動における連携の推進

実動部隊の救助活動における連携の推進については，地震災害対策編第5部第4章第8節第3「実動部隊の救助活動における連携の推進」に定めるところによる。

第4 消防団の充実

消防団の充実については，地震災害対策編第5部第4章第8節第4「消防団の充実」に定めるところによる。

第5章 時間差発生等に備えた対応

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，関係課，関係機関等，市町村]

時間差発生等に備えた対応については，地震災害対策編第5部第5章「時間差発生等に備えた対応」に定めるところによる。

第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

[実施責任：土木部建築課・道路維持課・道路建設課・砂防課・港湾空港課，保健福祉部保健医療福祉課，教育庁学校施設課，環境林務部森づくり推進課，危機管理防災局危機管理課・災害対策課・消防保安課，商工労働水産部漁港漁場課，市町村]

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については，県地域強靱化計画及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画を基本として，県下全域で重点的・計画的に事業を推進するものとする。

なお，具体的な事業執行等に当たっては，施設全体が未完成であっても，一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第1 建築物，構造物等の耐震化・不燃化

建築物，構造物等の耐震化・不燃化については，地震災害対策編第5部第6章第1「建築物，構造物等の耐震化・不燃化」に定めるところによる。

第2 避難経路の整備

避難経路の整備については，地震災害対策編第5部第6章第2「避難経路の整備」に定めるところによる。

第3 土砂災害防止施設

土砂災害防止施設については，地震災害対策編第5部第6章第3「土砂災害防止施設」に定めるところによる。

第4 保安施設（治山施設）

保安施設（治山施設）については，地震災害対策編第5部第6章第4「保安施設（治山施設）」に定めるところによる。

第5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設については，地震災害対策編第5部第6章第5「避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設」に定めるところによる。

第6 緊急輸送を確保するために必要な道路，港湾又は漁港の整備

緊急輸送を確保するために必要な道路，港湾又は漁港の整備については，地震災害対策編第5部第6章第6「緊急輸送を確保するために必要な道路，港湾又は漁港の整備」に定めるところによる。

第7 通信施設の整備

通信施設の整備については，地震災害対策編第5部第6章第7「通信施設の整備」に定めるところによる。

第8 緩衝地帯として設置する緑地広場，その他公共空地の整備

緩衝地帯として設置する緑地広場，その他公共空地の整備については，地震災害対策編第5部第6章第8「緩衝地帯として設置する緑地広場，その他公共空地の整備」に定めるところによる。

第7章 防災訓練計画

[実施責任：危機管理防災局災害対策課，市町村，防災関係機関]

防災訓練計画については，地震災害対策編第5部第7章「防災訓練計画」に定めるところによる。

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，教育庁，市町村]

県は，市町村，防災関係機関，地域の自主防災組織，事業所等の自衛消防組織等と協力して，地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1 県職員に対する教育

県職員に対する教育については，地震災害対策編第5部第8章第1「県職員に対する教育」に定めるところによる。

第2 地域住民等に対する教育

地域住民等に対する教育については，地震災害対策編第5部第8章第2「地域住民等に対する教育」に定めるところによる。

第3 相談窓口の設置

相談窓口の設置については，地震災害対策編第5部第8章第3「相談窓口の設置」に定めるところによる。